

国民健康保険料に関する通知書等の公示送達について

国民健康保険料の関係文書を令和8年9月 16 日に発送しましたが、返送されたため、長門市役所に保管してあります。なお、申出があれば、いつでも交付します。

これは国民健康保険法第 78 条において準用する、地方税法第 20 条の2第3項の規定による告示であり、同条の規定により、告示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示日(公示をした日)

令和 8 年10月 2 日

送達を受けるべき者の氏名(順不同)

岩佐 直城

問い合わせ先

市民窓口課保険年金班 電話番号 0837-23-1246